

(外交防衛委員会)

防衛庁の職員給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一一〇号）（衆議院送付）要

旨

本法律案は、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の例に準じて、防衛庁職員の給与の改定を行うものであり、当分の間、各年度の三月一日に在職する指定職職員等以外の職員に対し、原則として三千七百五十六円の特例一時金を支給すること等を定めるものである。